

# 学校ふれあいサロン事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、京都市立学校の余裕教室等を改修し、学区住民の文化的活動及び当該校の学校教育活動の用に供することによって、地域に根差した生涯学習の推進をめざす学校ふれあいサロン事業の実施に関し、京都市立学校施設使用規則（以下「使用規則」という。）等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施校 学校ふれあいサロン事業を実施する学校のことをいう。
- (2) 事業施設 実施校における学校ふれあいサロン事業実施施設のことをいう。
- (3) 管理委員会 事業施設の管理運営等を目的として、校下の団体及び学校で組織する管理運営委員会をいう。
- (4) 登録団体 管理委員会に登録した団体のことをいう。
- (5) 団体 管理委員会を構成する校下の団体及び登録団体のことをいう。
- (6) 学校使用時間 教育計画に基づき学校教育活動のために、現に事業施設を使用しようとする時間のことをいう。
- (7) 団体使用時間 団体が現にその事業施設を使用する時間のことをいう。
- (8) その他の時間 学校使用時間にも団体使用時間にもあたらない時間のことをいう。

## (施設)

第3条 実施校及び事業施設は、別に定める。

## (管理区分)

第4条 学校使用時間及びその他の時間においては、実施校の校長及び職員が他の学校施設と一体して、事業施設の管理を行う。

- 2 団体使用時間においては、管理委員会が事業施設の管理を行う。
- 3 団体使用時間においても、実施校の校長は、京都市立小学校、中学校、幼稚園の管理運営に関する規則第24条の規定により、事業施設の管理について総括する。この場合、故意又は重大な過失がない限り、校長は管理について直接責任を問われることはない。

## (学校使用時間の指定、通知等)

第5条 学校使用時間は、実施校ごとに校長が定める。

- 2 校長は、管理委員会に対し、年度当初にその年度の学校使用時間の予定を、各月23日までに翌月の学校使用時間を、それぞれ通知するものとする。
- 3 前項の通知にかかわらず、通知後であっても、校長が必要があると認めるときは、学校使用時間を変更することができる。
- 4 前項の変更により、管理委員会又は団体の利用が妨げられたとしても、管理委員会又は当該団体はこれを受忍しなくてはならない。

## (使用の許可)

第6条 管理委員会は、使用規則第3条の規定により学校使用時間外における事業施設の使用許可を受け、管理委員会、管理委員会の構成員たる団体及び登録団体の施設の利用に供する。

- 2 管理委員会は、前項の許可を受けようとするときは、当該管理委員会の組織及び運営に関する規程及び団体の利用に関する規程を添えて、使用規則第6条第1項の定めるところにより、教育長に使用許可の申請をしなければならない。
- 3 教育長は、前項申請があった場合、事業施設の円滑かつ効果的な管理運営が可能であると認めるときは、使用規則等に定めがあるもののほか、この要綱によることを許可条件に付して、使用を許可する。
- 4 使用を認める期間は、当該許可のあった日以後最初の3月31日（許可のあった日が3月31日であるときは、当該3月31日）の翌日から起算して2年を経過した日までを最長とする。

- 5 管理委員会は、事業施設の使用期間が満了した後、引き続き事業施設を学校使用時間外に使用しようとするときは、使用期間満了の30日前までに、使用規則別記様式による申請書を実施校の校長を経て、教育長に提出しなければならない。

#### **(管理委員会による管理運営)**

第7条 管理委員会は、管理委員会及び団体の事業施設の利用を調整し、生涯学習の推進に役立つよう管理運営しなければならない。

- 2 管理委員会は、前月の使用状況及び翌月の使用予定を当月の末日までに校長に報告しなければならない。
- 3 管理委員会は、事業施設の使用について疑義が生じたときは、教育長又は校長と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

#### **(使用上の制限)**

第8条 管理委員会及び団体は、使用規則第4条第1項各号に掲げる事由に該当するときは、事業施設を使用又は利用することはできない。

- 2 教育長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、管理委員会に対する使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
- (1) 施設を公用又は公共用に供する必要を生じたとき。
- (2) 使用権が第三者に譲渡され、又は転貸されたとき。
- (3) 管理委員会が行う事業施設の管理運営が不適切であるとき。
- (4) その他許可の条件に反する行為があるとき。

#### **(費用負担等)**

第9条 事業施設の使用料は徴収しない。

- 2 管理委員会は、次の各号に掲げる使用に伴う実費を、利用した団体から徴収するなどして、負担しなければならない。
- (1) 電気、ガス、水道料金等の実費
- (2) 施設及び備品その他の物件の滅失、消耗、破損等の補充修繕のための実費
- (3) その他事業施設使用について必要な経費

#### **(損害賠償)**

第10条 管理委員会は、次の各号の一に該当するときは、事業施設を利用した団体と連帯して、事業施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- (1) 管理委員会又は団体の責に帰すべき事由により、施設及び備品その他の物件の全部又は一部をき損し、又は滅失したとき。
- (2) その他管理委員会又は団体の責に帰すべき事由により、本市に損害を及ぼしたとき。

#### **(遵守事項)**

第11条 管理委員会及び団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認められた目的以外には、事業施設を利用しないこと。
- (2) 学校教育活動に支障がないよう十分配慮すること。
- (3) 鍵の管理、事業施設の定期及び利用終了時の清掃、火気の始末など、善良な管理者の注意をもって、事業施設を利用すること。
- (4) 教育長又は校長から事業施設の使用や利用について指示を受けたとき、又は資料の提出や報告を求められたときは、これに従うこと。
- (5) その他事業施設の使用又は利用について疑義が生じたときは、教育長又は校長と事前に協議し、その指示に従うこと。

#### **(原状回復)**

第12条 管理委員会は、第6条第4項に規定する使用期間が満了したとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、速やかに事業施設を原状に復し、教育委員会の検査を受けなければならない。

#### **(補則)**

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。